平成２６年（フ）第５４号
東京都武蔵野市緑町１丁目７番２－303号　榎本第五コーポラス、開始決定時の住所松江市西川津町3278番地51
破産者　寺本　弘明
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８２号
北海道室蘭市宮の森町１丁目14番５号
破産者　有限会社蘭東商事
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第３６４号
群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1927番地の４
破産者　竹渕工業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７６６号
東京都町田市大蔵町235番地１エトワール大蔵103、破産手続開始決定時の住所東京都町田市大蔵町2989番地19
破産者　宇都　靖宏
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０６４号
東京都立川市西砂町３丁目33番地の１
破産者　山口木材株式会社
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４９４号
神奈川県秦野市西大竹宮ノ前３番地10
破産者　株式会社セイワ総合設備
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６０号
神奈川県南足柄市塚原488番地
破産者　株式会社小形
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３８号
岐阜市中鶉１丁目98番地
破産者　正村　秀平
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５５号
岐阜市東鶉５丁目181番地１　（ロイヤル小塩５　208号室）、開始決定時の住所岐阜市加納城南通２丁目１番地１
破産者　今村　　功
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４０６号
京都市山科区安朱南屋敷町12番地
破産者　株式会社スキッスジャポン
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８号
（最後の住所）岡山市東区瀬戸町下796番地６
破産者　亡今岡浩相続財産
1　決定年月日　平成27年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１７１号
山梨県甲斐市富竹新田2209番地14、開始決定時の住所山梨県甲斐市篠原3190番地２
破産者　河村　修子
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
山梨県中央市中楯1464番地13
破産者　深沢　幸正
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
徳島市丈六町長尾68番地の８、旧住所徳島市山城西３丁目１番地
破産者　麻植　　進
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１１号
東京都墨田区業平２丁目１番13－302号　ヴィスタハウスＮＯ．５、旧住所徳島県徳島市八万町川南128番地　コーポアクティブ306号室・徳島県徳島市山城西３丁目１番地
破産者　麻植　達也
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
福岡県久留米市藤山町1728番地23
破産者　竹之内　一
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第８６号
釧路市花園町８番17号、破産手続申立時の住所釧路市城山２丁目２番11号
破産者　ヘアーサロンとりつこと　登立　武年
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第４３号
東京都豊島区雑司が谷３丁目８番10号　セレナ目白雑司が谷　402号、開始決定時の住所川崎市幸区南幸町２丁目21番地６　ソオワ川崎ウエスト　1101
破産者　松永　長大
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係